

眞の意味での男女共生への手がかりとなると考える。第二に、上述した通り税金の配偶者控除等、女性主体のワーカーズが直面する問題は、労協一

般が抱える問題以上にジェンダーによるものが多く、その解決なしにはワーカーズの発展はありえないのではないか。

〈研究会通信〉 第2回基本研究会 1995年10月21日 東京・労働金庫会館

新協同組合原則の意義と課題

— [組合員志向] と [組合志向] と [社会志向] —

堀 越 芳 昭 (神奈川県／山梨学院大学)

I. はじめに

1995年9月、「協同組合のアイデンティティ」として協同組合の定義と価値を定式化して、ICAの原則が改定されました。1937年、1966年についてICAでは3回目の原則見直しになりました。30年を一世代とするならば、3世代目となつたのが今回の新しい協同組合原則ということになります。

今回の原則改定とともに、3つの文書が提出されています。

- (1)「協同組合のアイデンティティに関する声明」(以下「声明」とする。)
- (2)「協同組合アイデンティティに関する声明」の説明書(以下「説明書」とする。)
- (3)「21世紀に向けて：協同組合の過去、現在、未来／未来に向けての国際協同組合宣言」(以下「宣言」とする。)

これらの文書は密接に関連しあっており、新原則の意義と今後の課題を明らかにするためには「声明」(新原則)だけでなく、「説明書」と「宣言」も参照される必要があります。というのは、「説明書」は「声明」(定義・価値・原則)の論拠と個別的原则の意義を明確に説明しているからです。また、「宣言」は文字通り国際協同組合運動の歴史的遺産を継承し現代的諸問題と課題を提示し協同組合の未来展望を示した文書ですから、「声明」の歴史性と現代性と未来性の根拠となるものであって、この「宣言」は「声明」(定義・価値・原則)と対をなして存在しているとい

ことができるからです。

さて、今回の原則の改訂、「協同組合のアイデンティティ」の制定の意義をどのようにみたらよいのでしょうか。基本的価値の議論が第29回大会と第30回大会の2度にわたって6年以上を費やし、しかも各種の研究会のシンポジウムが多く開催され、報告や論文など多くが出版されました。が、今回の原則改訂においては実質2年足らずの検討しかなくしかも各種の研究やシンポジウムがそれほど多く開催されなかったことから、新原則の改訂の意義が把握しにくいという側面があるのではないかでしょうか。すでに基本的価値論議で原則改訂の方向性がほぼ明確になっていたとしてもできますし、新しい原則の成文化というものは、価値論議とは違った検討方法になるということもできますから、それもやむをえなかつたかもしれません。むしろ今後、新原則を検討し深めていくことが重要になるでしょう。

いずれにしても、「協同組合原則は、価値を実践に移すための指針」(「声明」)でありますから、「協同組合のアイデンティティ声明」(定義・価値・原則)の意義をつかむことは重要なことになります。

II. 評価基準としての2つの視点

新協同組合原則の意義を明らかにし、それを評価するには、次の2つの視点が重要ではないかと思います。

第1の視点は、原則の改訂は、協同組合の歴史的遺産を継承し、現代的にどのように適合化させ

ていくかということです。どのようにして、協同組合の原点に帰りつつ現代的变化に適応するか、協同組合の基本に立ち返りつつどのように現代的課題に向かっていくかということです。つまり、原点回帰と現代的適合化の交点に原則改訂の意義が求められるという視点です。そうであるならば、協同組合の歴史的遺産はなにか、基本とはなにか、原点とはなにかを正確につかまなければなりませんし、現代とはどういう時代か、現代的特徴はなにかが、把握されなければなりません。

第2の視点は、協同組合原則の変遷をどのように理解し、1995年の原則の意義と特徴をどのように

把握するかという問題です。初期の各種原則をどのように位置付けるか、1937年と1966年のICA原則をどのように位置づけ評価するか。そして、先の基本的価値論議をどのように位置づけるかということです。

この2つの視点はもちろん深く関連しています。いわば、協同組合の歴史的評価と現代的評価ということができるでしょう。

ICAの協同組合原則の基本志向

基 本 志 向	1937年原則	1966年原則	1995年原則
組合員志向(組合員利益)	○	○	○
組合志向(組合利益)		○	○
社会志向(社会利益)			○

III. ICA原則の変遷と新原則

一原則推移の3段階

それでは、新協同組合原則をどのように位置づけるか、協同組合原則の変遷からみてみましょう。

ICAの協同組合原則は、本年の改訂を踏まえれば、1937年原則→1966年原則→1995年原則と推移してきたことになります。これらのICA原則は、協同組合運動の発展段階や社会的経済的条件に規定されて、それぞれ次の表のような志向性を基本的特質としていたということができます。

つまり、ICA原則は、第1段階【組合員志向】→第2段階【組合員志向・組合志向】→第3段階【組合員志向・組合志向・社会志向】へと、いわば【組合員志向】→【組合志向】→【社会志向】へとその基本方向が推移してきたということができます。

ここにいう組合員志向とは、経済的社会的弱者である組合員の利益を実現することを主要な目的とすることです。所有・利用・運営の三位一体の原理とからみて、この志向は協同組合にとって根本的な志向であり、37年原則にそれは体现されました。

組合志向とは、組合員利益を実現するためにも、組合員から独立している組織体としての組合自体の強化発展、つまり組合利益を実現することです。そこでは事業体としての組合の役割が重視され、それは66年原則において位置づけられました。

しかし、組合員志向と組合志向とがうまく結合しない場合、組合員志向は組合員エゴ利益に、組合志向は経営主義的組合利益に転化する虞れもあります。

したがって、この度の原則改訂では、この組合員エゴ利益と経営主義的組合利益の両者が克服さ

れ、組合員利益と組合利益が真に統合される方向が追求されるべきです。その鍵は、組合員利益・組合利益の実現に社会利益を付加し、組合員志向と組合志向と社会志向の三者の統合に求められるでしょう。

ここにいう社会利益とは、組合員や組合自体をも包含した地域社会（コミュニティ）の利益であり社会一般の利益であり自然環境の利益のことです。この社会志向は、ロッヂデールが目指したものであり、ピュシェの原則やライフアイゼンの原則、カナダのデシャルダン信用組合運動など原初的な協同組合運動においては当初から志向されていたもので、今日でもモンドラゴンやクレジット・ユニオンの原則等において追求されています。つまり、現代に適合する方向で原点に立ち返ることが必要でしょう。

このように、ICA原則の第3段階にあたる1995年原則の最大の課題は、協同組合の社会志向・社会利益の追求を付加することによって組合員志向と組合志向との再統合・再構築を図ることであるということができます。この志向性によって、改めて組合員志向と組合志向の根源的意義が明らかになるでしょう。

IV. むすび—新原則の意義—

協同組合の基本的価値論議はこうした方向性が探求されたのでした。（マルコス）「参加」「民主主義」、（ペーク）「ニーズに応える経済」「参加型民主主義」「人的能力の開発」／（マルコス）「他者への配慮」、（ペーク）「社会的責任」とはまさに組合員志向と社会志向を基本的価値としたものということができます。

以上から、新協同組合原則の意義は結論的に次のようにいえます。それは、組合員を中心とした協同組合のあり方に立ち返ることであり、協同組合のよって立つ地域社会や一般社会に目を向けていくということであり、組合員利益と社会利益を実現するために協同組合組織は存在するものであり、そのために協同組合の強化発展が必要であるということです。いわば、組合員利益

と社会利益の実現を組合利益によって実現していくというものです。この意味で、現代の協同組合は、組合員志向と組合志向と社会志向の統合化という課題に直面しているということができるでしょう。協同組合原則はそうした課題にふさわしいものでなければなりません。

（9頁よりつづき）

らし方や働き方」そのものを問い合わせ哲学的・文化的な取り組みとして展開してきた。それが両輪のごとく存在したからこそ、一人ひとりにとつて、かけがえのない、あるいは守り抜きたいと思えるような仕事場を生み出してきたといえる。

言い換ればワーカーズコープは、当然のことながら数合わせとして求人数を増やすことを目的とはしない。きっかけは様々あれ、働く一人ひとりの生きてきた道筋、これから必要としている事柄を極力大切にしながら、よりよく働きたい、生きたいという強い意志によって、結実したのがワーカーズだ。

本分会で示された報告を通じて、そのことを改めて実感した。